

福井県工事請負契約約款 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(総則)</p> <p>第1条 発注者および受注者は、契約書（<u>工事請負契約書または工事請負契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。</u>以下同じ。）およびこの約款（以下「契約書等」という。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、契約（<u>契約書に記載または記録された工事（以下「工事」という。）の請負契約をいう。</u>以下同じ。）を履行しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾、<u>解除および指示は、書面により行わなければならない。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）（書面の交付に準ずるものに限る。）を用いて行うことができる。</u></p> <p>6～12 (略)</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>受注者は、第1項の規定による保険証券の寄託に代えて、電磁的方法であって発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</u></p> <p>(現場代理人および主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に配置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 発注者および受注者は、契約書（別紙の工事請負契約書をいう。以下同じ。）およびこの約款（以下「契約書等」という。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、契約（<u>契約書記載の工事（以下「工事」という。）の請負契約をいう。</u>以下同じ。）を履行しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾および<u>解除は、書面により行わなければならない。</u></p> <p>6～12 (略)</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(現場代理人および主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に配置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p>

(1) (略)

(2) 主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）または監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）。ただし、同条第3項に規定する工事に該当する場合に配置しなければならない主任技術者または監理技術者は、専任の者（同条第4項に規定する工事の場合に配置しなければならない監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の交付を受けた者に限る。）としなければならない。

(3)・(4) (略)

2～5 (略)

（前金払および中間前金払）

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書に記載または記録された工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者が別に定めるところにより、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 (略)

3 受注者は、保証事業会社と第1項の規定に基づく前払金に追加して支払う前払金（以下「中間前払金」という。）に関し、契約書に記載または記録された工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者が別に定めるところにより、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。ただし、第37条および第41条の規定に基づく部分払を請求した後においては、中間前払金の支払いを請求することができない。

4～9 (略)

10 受注者は、第1項または第3項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

（保証契約の変更）

第35条 (略)

2・3 (略)

(1) (略)

(2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）または監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）。ただし、同条第3項に規定する工事に該当する場合に配置しなければならない主任技術者または監理技術者は、専任の者（同条第4項に規定する工事の場合に配置しなければならない監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の交付を受けた者に限る。）としなければならない。

(3)・(4) (略)

2～5 (略)

（前金払および中間前金払）

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者が別に定めるところにより、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 (略)

3 受注者は、保証事業会社と第1項の規定に基づく前払金に追加して支払う前払金（以下「中間前払金」という。）に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者が別に定めるところにより、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。ただし、第37条および第41条の規定に基づく部分払を請求した後においては、中間前払金の支払いを請求することができない。

4～9 (略)

（保証契約の変更）

第35条 (略)

2・3 (略)

4 受注者は、第1項または第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。